

# こどもの国「自然ボランティア」及び「遊びボランティア」要綱

2007年1月作成 2007年12月改正

## 1. 趣旨

こどもの国は「自然ボランティア」及び「遊びボランティア」を設置し、入園者へのサービスの提供や自然に関わる調査等を行うものとする。この要綱は、両ボランティアの活動に関する基本事項を定めるものである。両ボランティアの事務局は業務部催事広報課に置く。

## 2. 資格

登録できるボランティアは下記の条件を満たした個人とする。

- (1) 原則として高校生以上
- (2) 本要綱の内容に同意するもの(登録申請書の提出で同意とみなす)

## 3. 登録

- (1) 登録を希望する個人は、別紙の登録申請書をこどもの国に提出する。
- (2) こどもの国が登録を許可したものに、ボランティア証を発行する。
- (3) 登録期間は申請日から翌3月31日までとする(最長で4月1日から1年間)。
- (4) 次年度も登録を希望する場合は、1月以降、再度登録申請を行う。
- (5) 登録期間中に1度も活動に参加できなかったものは登録の更新ができない。
- (6) こどもの国の運営方針に反する活動、あるいはボランティアとしてふさわしくない行為があった場合、こどもの国は活動の停止及びボランティア登録の抹消を行うことができる。
- (7) 住所等の登録内容に変更が生じた場合は直ちに申し出ること。

## 4. 活動内容

- (1) 自然ボランティア...自然に関する調査、自然保護区の整備、ビジターセンターの展示物制作
- (2) 遊びボランティア...無料で提供できる工作、遊具の貸し出し、紙芝居等、入園者が楽しむことのできるもの。イベントの手伝い
- (3) 詳細は別途協議してボランティア計画を定めることとする

## 5. 活動日と活動時間

活動日は事務局と打ち合わせ、別途定める。活動時間は、開園時間中とする。

## 6. 活動方法

- (1) 入園は職員用通用門から行う。警備員にボランティア証を提示して入園する。
- (2) 車の場合、正面駐車場にボランティア証を提示して入り、駐車する。
- (3) あらかじめ決められた活動日以外は、ボランティア証で入園することはできない。
- (4) 活動中はこどもの国の腕章を着用する。
- (5) 準備後片付けは、活動時間中に行う。
- (6) 入園者の迷惑になる行為はつつしむ。
- (7) こどもの国が決めた注意事項、必要に応じてボランティアに通告したことは遵守する。
- (8) 退園時に活動報告書を提出する。
- (9) ボランティア登録を行っていないものは活動に参加できない。

## 7. ボランティアの費用

- (1) 活動日に正規な活動をしたボランティアに 2,000 円を上限とした交通費を実費で支払う。その際、ボランティアは 10 時 30 分までに事務所で領収書に記入、押印をすること。
- (2) こどもの国は費用を負担して、登録したボランティア全員をボランティア活動保険に加入させる。